

熊 本 県
天草ビジターセンター指定管理者募集要項

令和7年（2025年）

熊本県環境生活部環境局自然保護課

熊本県天草ビジターセンター指定管理者募集要項

公の施設の管理については、平成15年（2003年）6月に地方自治法の一部改正（同年9月施行）により、効果的・効率的な管理運営による住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に「指定管理者制度」が創設されたところです。

熊本県では、公の施設である「熊本県天草ビジターセンター」の管理業務について、設置目的をより効果的に達成するため、平成18年度（2006年度）から指定管理者制度を導入しているところですが、令和7年度（2025年度）末で指定管理者の指定期間が満了することから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、熊本県ビジターセンター条例（平成6年熊本県条例第41号）第8条及び熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第3条の規定に基づき、熊本県天草ビジターセンターの指定管理者を募集します。

1 対象施設の概要

(1) 名称

熊本県天草ビジターセンター

(2) 所在地

熊本県上天草市松島町合津6311-1地内

(3) 施設の設置目的

天草地域の優れた自然の風景地の保護思想の高揚とその利用の増進を図ること。

(4) 施設の沿革

平成6年（1994年）7月開館、令和元年（2019年）8月展示施設改修

(5) 施設の概要

① 敷地 16,295.00㎡（駐車場約3,000㎡を含む）

② 建物

・天草ビジターセンター 427.43㎡、RC造

（施設内容）

・レクチャールーム 天草の風景や動植物を映像で紹介

・企画展示コーナー 写真展等

・公衆トイレ 47.94㎡、RC造

・ポンプ室 12.45㎡、RC造

③ 工作物

・休憩所 1か所

・合併浄化槽 1基

・街灯 5本

(6) 現在の管理運営体制

現在の指定管理者…共同企業体祐和會

(7) 施設の利用実績等

別紙施設概要のとおりです。

なお、利用料金（入場料、使用料等）は徴収しておりません。

2 施設管理運営と指定管理者募集に当たっての基本的な考え方

天草ビジターセンターは、雲仙天草国立公園等の利用者への自然情報の提供や自然学習の拠点として整備した自然公園法上の公園事業施設（博物展示施設）です。

土地・建物の管理、自然をテーマにしたパネル展示、地元団体等と連携した自主事業の実施、インバウンド対策など積極的な取組により、利用者に提供するサービスの向上及び利用増進を行うことができる団体を募集します。

3 指定管理者が行う管理業務の基準

(1) 休館日 火曜日、年末年始（12月30日から翌年1月1日まで）

(2) 開館時間 午前9時から午後5時まで

※指定管理者は、県の承諾を得て休館日、開館時間を変更することができます。

(3) 法令遵守等

管理運営業務を行うに当たっては、次の法令等を遵守してください。

① 熊本県ビジターセンター条例

② 地方自治法、同施行令、同施行規則ほか行政関係法令

③ 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法令

④ ビル管理法、同施行規則、水道法、同施行規則、建築基準法、消防法、同施行規則、電気事業法その他施設、設備の維持管理又は保守点検に関する法令

⑤ 個人情報保護に関する法律、同施行令、同施行規則

(4) その他

- ・ 指定管理者は、施設の管理に関し知り得た個人情報の保護を図るため、個人情報の保護に関する法律第66条第2項第2号の規定に従い、協定において定める安全確保の措置を講じること。
- ・ 指定管理業務を行うに当たり作成し又は取得した文書等は、適正に管理し、5年間保存すること。指定期間を過ぎた後も同様とする。
- ・ 指定管理者は、業務の実施に当たっては、省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、廃棄物の適正処理に努めること。

また、環境負荷の軽減に配慮した物品等の調達（グリーン調達）に努めること。

※管理の基準に関する細目的事項は、協議の上、協定で定めます。

- ・ 施設の設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
- ・ 施設の案内業務及び緊急時の対応のため、開館中は施設内に人員を配置すること。
- ・ 入館料、使用料等は徴収しないこと。

4 指定管理者の業務等

(1) 天草地域の自然及び人文に関する資料の展示及び解説

(2) その他ビジターセンター設置の目的を達成するために必要な業務

(3) その他、熊本県天草ビジターセンター管理業務仕様書に定める業務

5 指定の期間

令和8年（2026年）4月1日から令和11年（2029年）3月31日までとし

ます。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

6 管理に要する経費

天草ビジターセンターの管理に要する経費は、県から支払う委託料によって賄うこととし、指定期間中に県が支払う委託料の額は、下記に定める基準価格の範囲内で、応募事業者から各年度の委託額の提案を求めます。

なお、県からの委託料の具体額は、事業計画書で提示された額に基づき、指定管理者と県との間で締結する協定書で定めます。

基準価格は3年間で17,049千円（消費税及び地方消費税を含む。）

（令和8年度（2026年度）：5,683千円）

（令和9年度（2027年度）：5,683千円）

（令和10年度（2028年度）：5,683千円）

※ 基準価格を超える提案があった場合には、第一次審査で失格となりますので、御注意ください。

7 参加資格

次の要件を満たす法人その他の団体とします。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 県内に事業所を有すること。
- ③ 熊本県から指名停止措置又は熊本県と熊本県警察本部が締結した「指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていないこと。
- ④ 労働者災害補償保険に加入していること。
- ⑤ 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- ⑥ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- ⑦ 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が県に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。

※ 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次の事項について留意してください。

- ① 代表団体を選出し、県とのやり取りについては代表団体が行うこと。
- ② 申請書の記名押印等については、構成員全員が行うこと。
- ③ 8提出書類の(3)～(8)については、構成員それぞれについて提出すること。
- ④ 一申請者一提案とすること。

申請については、一申請者につき一提案に限ります。また、グループの構成員は他のグループの構成員となること、又は単独で申請を行うことはできません。

また、代表団体は「7参加資格」①～⑦の全てを満たすことが必要で、その他の構成員は、②を除く全ての要件を満たすことが必要です。

8 提出書類及び提出部数

申請に当たっては、以下の書類を県に提出してください。

なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めています。

- (1) 指定管理者指定申請書（熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例施行規則（平成 16 年熊本県規則第 46 号）別記様式）
- (2) 熊本県天草ビジターセンター指定管理者事業計画書（事業計画書）（別紙様式 1）及び収支予算書（別紙様式 2）
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (5) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
- (6) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
- (7) 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者を除く。）
- (8) 納税証明書
 - ア 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 - イ 熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
- (9) その他知事が必要と認める書類
 - ア 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
 - イ グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
 - ウ 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は更生手続きを行っていないこと及び手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実がないこと」を証とする書面（任意様式）
 - エ 熊本県と熊本県警察本部が締結した「指定管理者からの暴力団排除に関する合意書」に基づく暴力団との関係の有無の確認について協力する旨の申立書（別紙様式 3）

9 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- ① 受付期間 令和 7 年（2025 年）8 月 29 日（金）
～令和 7 年（2025 年）9 月 8 日（月）
- ② 受付方法 質問票（別紙様式 4）に記入のうえ、FAX 又は電子メールで提出してください。

10 現地説明会の実施

現地説明会を、希望があれば開催します。希望される場合は、法人等の名称及び参加する方の氏名を上記質問事項の受付期間内に連絡してください。

- ① 開催日時 令和 7 年（2025 年）9 月中旬（別途調整）

- ② 開催場所 熊本県天草ビジターセンター内

11 申請書提出先及び提出期間

- (1) 提出先 熊本県環境生活部環境局自然保護課（県庁行政棟新館 5 階）
〒862-8570 熊本市中央区水前寺 6－1 8－1
電話 096-333-2274（直通） FAX 096-384-5135
- (2) 提出期間 令和 7 年（2025 年）9 月 19 日（金）から令和 7 年（2025 年）9 月 30 日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとします。
※ 郵送の場合、書留郵便により最終日の午後 5 時 15 分までに必着とします。
※ 電子メール、ファクシミリでの提出は認めません。
- (3) 提出部数
正本 1 部、副本 5 部（副本については、写しで可。）

12 選定方法

- (1) 指定管理候補者選考委員会において、各委員が次の選考事項に沿って、それぞれ審査した評点の合計が最も高い申請者を選考委員会の指定管理候補者の選定意見とし、最終的に、県において選定します。
- (2) 審査基準と配点

選定項目及び審査内容		配 点
事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであるか。 ア 施設の設置目的及び県が示した管理の方針 イ 住民の施設の平等な利用の確保 ※選定委員会で「否」と判定された場合は失格とし、以下の採点は実施しません。		適・否
1	事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるか。 ア 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果 イ サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果 ウ 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	30 点
2	事業計画書の内容が、管理に係る経費の縮減が図られるものであるか。 ア 施設の管理運営に係る経費の内容 イ 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	30 点
3	事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているか。 ア 安定的な運営が可能となる人的能力 イ 安定的な運営が可能となる経理的基盤 ウ 類似施設の運営実績	30 点
4	その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項 ア 運営面（自然観察会等）における地域等（ボランティア団体を含む。）との連携、協力体制	10 点

	合 計	100点
--	-----	------

13 申請に要する経費

申請に要する経費等は全て申請者の負担とします。

14 無効又は失格

本要項中に記載しているもののほか、次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- ① 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
- ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき
- ③ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき
- ④ 虚偽の内容が記載されているとき
- ⑤ その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不適當と認められるとき

15 選考委員会

令和7年（2025年）10月上旬以降に実施します。（予定）

申請者である法人その他団体の代表者又は代理の方のプレゼンテーションをお願いします。

時間、場所については、後日連絡します。

16 選定結果等の公表

応募状況について、申請した団体の名称については公表します。

選定結果については、各申請者に文書で通知するとともに、県のホームページ上で、各申請者の得点状況、指定管理候補者の選定理由、指定管理候補者の事業計画の概要等を公表します。

17 指定管理者の決定及び管理業務に係る委託料

- ① 指定管理者は、令和7年（2025年）12月熊本県議会の議決を経て指定される予定です。
- ② 議決後に県と指定管理者との間で協定を締結しますが、この協定の管理業務に係る委託料は、指定期間の各年度予算額以内となりますので、申請時に提出のあった管理業務に係る提案価格を下回る場合があります。

18 その他

- ① 提出書類はお返しできません。
- ② 提出された書類は、必要に応じ複写します。（使用は県庁内及び選考委員会での検討に限ります。）
- ③ 提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示請求により開示することがあります。

19 留意事項

- ① 指定管理候補者を指定管理者として指定する前において、指定管理候補者が7の参加資格に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業

の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、協定を締結しない又は協定を解除し、指定管理者の指定を行わないことがあります。

- ② 指定管理者の指定後に、指定管理者が7の参加資格に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。

20 様式等

- (1) 指定管理者指定申請書（別記様式）
- (2) 熊本県天草ビジターセンター指定管理者事業計画書（別紙様式1）
- (3) 熊本県天草ビジターセンター管理業務の収支予算書（別紙様式2）
- (4) 申立書（別紙様式3）
- (5) 質問票（別紙様式4）
- (6) 熊本県天草ビジターセンター施設概要書
- (7) 熊本県天草ビジターセンター指定管理業務仕様書
- (8) 熊本県天草ビジターセンターの管理運営に関する協定書（案）

問い合わせ先

熊本県環境生活部環境局自然保護課

自然環境・公園班 木村、菊池

電話：096-333-2274（直通）

FAX：096-384-5135

電子メール：shizenhogo@pref.kumamoto.lg.jp